

## 保存版(令和6年度)

## 「学校給食費」のお知らせ

令和6年度の学校給食費は、6月27日から、毎月、口座振替をさせていただきます。

## 学校給食費の納付方法・納付額 など

## 1. 学校給食費納付額の決定

6月中頃、学校給食課から各期の納付金額を記載した「学校給食費納付額決定通知書」を配布します。

## 2. 学校給食費の納付方法

原則、口座振替(自動払込)による納付となります。

口座振替日(令和6年度)					
期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
口座振替日	6月27日	7月29日	8月27日	9月27日	10月28日
期別	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
口座振替日	11月27日	12月27日	1月27日	2月27日	3月27日

- 6月から翌年3月まで年10期に分けて引き落とします。(毎月27日)  
※金融機関が休業日の場合は翌営業日
- 就学奨励申請中(第1期・第2期)は、口座引落があります。
- 残高不足等による再振替はありません。後日、督促状(納付書)を送付します。

## 3. 学校給食費の納付額

学校給食費の年額(1食当たり単価×年間実施予定回数)を10回でお支払いいただきます。

				※※1~9期(6月~2月)	※※(10期)(3月)			
		1食当たり金額(a)	年間食数	年額(円)	金額(円)	計算式	金額(円)	計算式
小学校	※1,2年生	252円	197食	49,644	4,788	(a)×19食	6,552	(a)×26食
	3,4年生	255円	197食	50,235	4,845	(a)×19食	6,630	(a)×26食
	5,6年生	258円	197食	50,826	4,902	(a)×19食	6,708	(a)×26食
中学生		310円	184食	57,040	5,580	(a)×18食	6,820	(a)×22食

※…小学校1年生の4月の給食実施回数は、他学年より5日ほど少ないためその分減額になります。

※※…記載の金額は1~9期の金額(目安)です。10期は1~9期より4~7食ほど多い金額設定となりますが、学校行事等による減額調整も10期で行います。

## 学校給食の停止(再開)の届け出(希望する方のみ) など

## A. 1週間以上の欠席や転出等で、給食を停止または再開する場合(けが、病気、転出 など)

給食を停止しようとする日の平日4日前までに、「学校給食停止(再開)届」★を学校に提出してください。

例)	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
届出の4日後から停止	届出	①			②	③	④	停止	停止	停止		停止	停止	停止	停止

※ 給食停止の届け出がない場合は、減額の対象になりません。(届け出が必要となった場合、すみやかに学校に連絡)

※ 停止していた給食を再開する時も、給食を再開したい日の平日4日前までに「学校給食停止(再開)届」★を学校にご提出ください。

## B. 疾患等で給食の全部または一部を停止する場合

疾患(乳糖不耐症含む)等で、年度を通して、給食の「全部」または「一部」を停止する時は、「学校給食停止(再開)届」★を学校に提出してください。

※ 疾患に関しては、医師の診断書(意見書)の提出が必要です。

※ 食物アレルギーについては、アレルギー対応に関する申請手続きに基づき給食の停止(再開)が決定されます。

★「学校給食変更停止(再開)届」は、お申し出のある方に学校で配布させていただきます。(市HPからでもダウンロード可です)

「就学奨励費」や「生活保護費」を受給されている場合の納付方法や、学校給食費に関する

Q&A、各種届出様式もホームページに掲載しています。

ホームページはこちらから➡



給食費の「滞納」にご注意ください

学校給食費を滞納し、督促状の送達を受けてもなお納付されないときは、法的手続きをとる場合があります。

★その他、学校給食費に関するお問い合わせは、学校給食課給食費管理担当(Tel072-447-6472)まで